

第 4 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成25年6月26日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 4 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年6月26日（水曜日）

午前10時2分開議

午前11時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補  
正予算（第2号）

議案第4号 熊本県税条例の一部を改正す  
る条例の制定について

議案第13号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第1号 平成24年度熊本県一般会計補  
繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第9号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
いて

請第29号 消費税増税の実施中止を求める  
意見書の提出に関する請願

報告事項

①市町村合併の効果と課題等について

②熊本県情報化施策推進方針（案）につ  
いて

出席委員（8人）

委員長 山口 ゆたか  
副委員長 橋 口 海 平  
委員 鬼 海 洋 一  
委員 岩 下 栄 一  
委員 大 西 一 史  
委員 氷 室 雄 一 郎  
委員 溝 口 幸 治  
委員 高 木 健 次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹

危機管理監 五 嶋 道 也

首席審議員兼秘書課長 山 口 達 人

首席審議員兼広報課長 坂 本 浩

危機管理防災課長 岡 田 浩

知事公室付政策調整監 白 石 伸 一

総務部

部 長 岡 村 範 明

理事兼県中央広域本部長兼

市町村・税務局長 榎木野 史 貴

政策審議監 木 村 敬

総務私学局長 吉 田 勝 也

首席審議員兼人事課長 金 子 徳 政

財政課長 福 島 誠 治

県政情報文書課長 本 田 雅 裕

総務事務センター長 古 谷 秀 晴

管財課長 吉 永 一 夫

首席審議員兼私学振興課長 仁 木 徳 子

市町村行政課長

兼県中央広域本部総務部長 原 悟

市町村財政課長 高 山 寿 一 郎

消防保安課長 田 原 牧 人

税務課長 渡 辺 克 淑

企画振興部

部 長 錦 織 功 政

理事兼

交通政策・情報局長 小 林 豊

総括審議員兼政策審議監 内 田 安 弘

地域・文化振興局長 田 中 浩 二

企画課長 小 原 雅 晶

地域振興課長兼

県中央広域本部振興部長 吉 田 誠

文化企画課長 吉 永 明 彦

政策監兼

文化・世界遺産推進室長 本 田 圭

川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦  
 交通政策課長 中 川 誠  
 情報企画課長 家 入 淳  
 統計調査課長 池 田 正 人

出納局  
 会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明  
 会計課長 福 島 裕  
 管理調達課長 前 野 弘

人事委員会事務局  
 局 長 鷹 尾 雄 二  
 総務課長 吉 富 寛  
 公務員課長 與 田 博

監査委員事務局  
 局 長 本 田 惠 則  
 首席審議員兼監査監 富 永 正 純  
 監査監 草 野 武 夫  
 監査監 瀬 戸 浩 一

議会事務局  
 局 長 長 野 潤 一  
 次長兼総務課長 後 藤 泰 之  
 議事課長 佐 藤 美智子  
 首席審議員兼政務調査課長 新 義 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦  
 政務調査課主幹 桑 原 博 史

午前10時2分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、ただいまから第4回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託されました請第29号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第29号についての説明者を入室させていただきます。

（請第29号の説明者入室）

○山口ゆたか委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、説明をよろしくお願ひいたします。

（請第29号の説明者の趣旨説明）

○山口ゆたか委員長 御趣旨は承りました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。本日はありがとうございます。

（請第29号の説明者退室）

○山口ゆたか委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、国の緊急経済対策関係分や地域の元気基金を初めとした国の経済対策関連基金活用分、そして通常分を合わせまして、約165億2,300万円を計上しております。

このほか、熊本県税条例の一部を改正する条例の制定や専決処分報告、承認につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、財政課長から、平成25年度6月補正予算の概要等について説明をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A4横の総務常任委員会説明資料をお願いします。

資料の1ページをお願いいたします。

6月補正予算の概要でございます。

今回の一般会計補正予算は、経済対策関係への対応を中心に編成しております。その内容ですが、1、国の緊急経済対策分は、2月補正予算編成後の国の緊急経済対策に係る追加内示等に伴うもので、46億1,700万、また、2の①地域の元気基金活用分は、2月補正で積み立てました基金を活用して、新4カ年戦略の加速化に資する事業等に46億4,200万円、また、②その他経済対策関連基金活用分は、安心こども基金など9の基金を活用して53億8,500万円、さらに、3、通常分として23億4,900万円計上しております。

注で記載のとおり、一部重複分があるため、総額165億2,300万円の増額補正となりまして、今年度の補正後の予算規模は7,344億8,700万円となります。

2ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございます。

今回の補正予算が経済対策への対応が中心であるため、3ページ9の国庫支出金と基金の取り崩しであります12の繰入金がほとんどを占めております。

4ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳でございます。

1の一般行政経費は、安心こども基金や緊急雇用創出基金の活用等により、約24億円を計上しております。

下の5ページに移りまして、2の投資的経費では、生産総合事業など国の経済対策の追加や地域の元気基金の活用等により、約141億円を計上しております。

それぞれ説明欄に補正額に係る主な事業を記載しております。

6ページをお願いいたします。

今回の補正に伴い必要となる地方債の補正

でございます。

以上が6月補正予算の概要でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、関係課長から順次説明を願います。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

防災総務費といたしまして、5,904万6,000円を補正額として計上いたしております。財源は地域の元気基金でございます。

説明欄をごらんください。

新規の防災体制強化緊急整備事業ですが、県庁新館の10階の防災センター及び広域防災活動拠点の県民総合運動公園、消防学校の機能強化に係る施設等の整備に要する経費でございます。

具体的には、防災センターにつきましては、センター内の防災映像情報システムのデジタル化に係る実施設計、自衛隊等関係機関の集結拠点であります県民総合運動公園につきましては、飲料水兼用の耐震性貯水槽及び防災トイレの設置に係る実施設計、緊急消防援助隊の集結拠点であります消防学校につきましては、非常用発電設備の整備及び備蓄倉庫の設置に係る実施設計に要する経費でございます。

説明は以上でございます。

○吉永管財課長 管財課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

財産管理費におきまして、2,633万4,000円の補正をお願いしております。財源は地域の元気基金でございます。

この内容につきましては、右側の説明欄をごらんください。

新規の県庁舎防災拠点施設整備事業でございますが、県庁舎新館に設置しております非

常用発電設備の稼働日数をふやすため、燃料であります重油備蓄タンクの増設を行うための経費でございます。

県庁舎には、災害時等の備えとしまして、本館と新館それぞれに非常用発電設備を設置しております。稼働できる日数は、本館は3日間ございますが、新館は、燃料タンクの容量が小さいため、稼働日数は1日間でございます。

この非常用発電機の燃料備蓄量の目安としましては、国が示しております官庁施設の整備基準や機能確保に関する指針では、72時間、3日間程度とされております。また、東日本大震災等での実例としまして、停電の約8割が復旧するまでに3日間を要しております。県庁舎は、防災拠点として重要な機能を有しておりますことから、大規模災害等で電気の供給がない場合におきましても、国の指針等に基づく3日間程度は庁舎の機能を維持できるよう、新館の非常用発電設備の燃料タンク容量を、現在の1万リットルから3万リットルに増設するものでございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○吉田地域振興課長 地域振興課でございます。

資料12ページをお願いします。

計画調査費につきまして、672万円余をお願いしております。

企画推進費のロアッソ熊本の活用による地域振興・街づくり事業につきましては、起業支援型地域雇用創造事業によるロアッソ熊本を活用したスポーツ振興及び地域活性化の取り組みに要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料の12ページ、下段をごらんください。

県立劇場施設整備費でございます。2,500万円余でございます。

開館から30年が経過し、老朽化したエレベーターの更新とトイレの改修につきまして、来年度施行するための実施設計費でございます。

13ページをお願いいたします。

松橋収蔵庫サテライト事業でございます。

これは、熊本市との連携により、松橋収蔵庫の所蔵資料等を熊本市立博物館内に展示するための制作委託に係る債務負担行為の設定でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

県立劇場施設整備事業でございます。

これは、12ページで御説明いたしましたけれども、県立劇場のエレベーターとトイレの平成26年度の改修工事及びコンサートホール・シャンデリアの耐震工事に係る債務負担行為の設定でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の15ページをお願いします。

計画調査費の空港整備促進費につきまして、4,300万円の増額補正をお願いしております。

これは、圏域を越えた大規模災害時に、阿蘇くまもと空港が熊本の地理的優位性を生かした広域防災拠点として対応するための駐機場整備の実施設計に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○家入情報企画課長 情報企画課でございます。

す。

資料15ページの下段をお願いいたします。

計画調査費として、3億4,000万余の増額をお願いしております。

内訳としまして、携帯電話基地局を整備する市町村——五木村でございますが、に対する整備経費の国庫補助の増による増額でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

16ページをお願いいたします。

第4号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。19ページの条例の概要で御説明申し上げます。

1に記載しておりますとおり、地方税法の一部改正などに伴う改正でございます。

主な改正内容といたしましては、まず(1)は、金融所得課税の一体化に向けた改正でございます。金融所得課税の一体化につきましては、下の図をごらんいただきたいと思います。

現在は、預貯金、公社債、上場株式、非上場株式といった金融所得の種類によりまして、一番下に記載しておりますように、税率や課税方式が異なっており、また、もうけと損を相殺します、いわゆる損益通算の上場株式の配当と譲渡損益の間に限られております。

平成25年度の税制改正におきまして、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、現在非課税とされております公社債等の譲渡益を、上場株式と同様に課税とした上で、損益通算の範囲を、点線で囲んでおりますように、公社債等の利子及び譲渡損益まで拡大することとされたところでございます。

県税条例の改正といたしましては、法により、公社債等のうち特定割引債の償還金に係

る差益が新たに個人県民税配当割の特別徴収の対象とされたことから、条例上も特別徴収の対象として追加するものでございます。

次に(2)でございますが、金融機関から支払われます利子等に対し課されます県民税利子割につきましては、制度創設時、金融機関において個人と法人の口座を区別することが困難であったため、全ての利子に課税した上で、法人の利子割額については、二重課税とならないよう法人県民税から控除しているところでございますが、現在は、金融機関におきましても、ペイオフに備えまして個人と法人の口座を区別して管理されていることから、法人に係る県民税利子割を廃止し、納税義務者を個人に限定するものでございます。

次に(3)は、日本ゴルフ協会及び結核予防会が公益財団法人に移行したことから、名称を改めるものでございます。

施行期日は、(1)(2)は平成28年1月1日、(3)は公布の日でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

第13号議案、熊本県税条例の改正に係ります専決処分の報告及び承認についてでございます。22ページの条例の概要で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨といたしましては、平成25年度税制改正に係る地方税法の改正のうち、本年4月1日施行の部分につきまして、法と条例の内容にそごが生じ、県民生活に支障を来すことのないよう、法律の公布に合わせて、3月30日に専決処分により条例を改正し、4月1日に施行したものでございます。

主な改正内容といたしましては、(1)は、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業等に係る不動産取得税の特例措置につきまして、事業の完了に伴い廃止するものでございます。

次に(2)と(3)は、サービス付き高齢者向け

賃貸住宅に係る土地と建物に対する不動産取得税の軽減措置を2年間延長するものでございます。

(4)は、衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラックの自動車取得税を軽減する特例措置の対象にバス等を追加するものでございます。

最後に(5)は、有害鳥獣の捕獲を行う対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の軽減措置を3年間延長するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、防災行政無線の再整備に係る実施設計委託におきまして、中継所の耐震性調査等に不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

以上でございます。

○福島財政課長 財政課でございます。

2段目でございますが、地域の元気積立金の繰り越しの御報告でございます。

これは、平成24年度の国の補正予算に計上されました地域の元気臨時交付金が、国において全額繰り越しとなったため、これを財源とします地域の元気基金への積み立てにつきましても、平成25年度に繰り越したものでございます。

以上、よろしく御願ひ申し上げます。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

23ページの3つ目の欄をごらんください。

平成24年度一般会計予算繰越明許費の繰越計算書でございます。

これは、私立学校施設耐震化促進事業費の予算額のうち1億8,266万6,000円について、

平成25年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

今回繰り越し対象となったものは、幼稚園の園舎2棟分の耐震改築に係る補助金の交付決定額の全額でございます。財源につきましては全額国から交付された安心こども基金を充てております。

繰り越しの理由でございますが、設計等に予測した以上の日数を要し、工事の着手がおくれたことによるものでございます。

私学振興課は以上でございます。よろしく御願ひいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

23ページ、最下段でございます。

鉄道施設総合安全対策事業につきまして、1,800万円余の繰り越しをお願いしております。これは国の緊急経済対策における地域の元気臨時交付金を財源とした事業でございます。

国の交付決定が年度末になり、年度内の工事完了が見込めないため繰り越しをお願いしているものでございます。

以上、御審議のほどよろしく御願ひいたします。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

24ページをお願いいたします。

報告第9号でございますが、交通事故に関する専決処分報告でございます。内容は、25ページの資料のほうで御説明を申し上げます。

本年3月12日に、消防保安課の職員が、危機管理防災課の公用車により電気工事事業者への立入検査に向かう途中、物損事故を起こしたものでございます。

今回の事故は、中央線のない比較的狭い道路で、対向車の軽乗用車とドアミラー同士が

接触したものでございます。

過失割合は、県側が50%、相手側が50%と判断されております。

物的損害額は、県側の3,811円のみでございまして、県が支払う賠償金は0円でございます。相手方が県に1,906円支払うという内容で、5月23日に和解につきまして専決処分を行わせていただきました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 文化企画課ですけれども、県劇の施設整備でシャンデリアの耐震工事という話がありましたけれども、危なかったんですか、今まで。私はよう行きよってから、シャンデリアの下にもおったけれども、今まで危なかったんですかね。

それともう1つ聞きますけれども、県立劇場には基金があるわけですが、基金は今の現状はどういうふうになっているんですか。名称とか、どういう運用をされているとか。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

今回、債務負担行為でシャンデリアについて計上させていただいております。これにつきましては、東日本大震災の際に、いわゆるつり天井の事故が非常に多うございました。それに伴いまして、国土交通省が、つり天井に関する新たな耐震基準を設けまして、今回このシャンデリアを補正で債務負担行為で出させていただきましたのが、近々国の耐震基準が出るということで、その内容も大体わかっておりますので、それに従った形で今

回、今委員おっしゃいましたけれども、シャンデリアの耐震工事を計上させていただいたわけでございます。

それから、基金でございますけれども、県劇のほうでは今基金を設けております。その中では、県としましては、いわゆる自主文化事業につきましては、別途指定管理者に上乘せして県劇に委託しておるわけでございますけれども、それとは別に、県劇みずからの考えのもとにやるさまざまな文化事業がございます。そういったものに企画基金というような名目で現在運用しておるといところでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 基金の名称は何ですか。

○吉永文化企画課長 済みません、ちょっと今手元にないんですけれども、企画調査基金というような名称だったかと思っておりますけれども、これはまた後ほど御説明します。

○岩下栄一委員 県劇も、いろいろ歴史的な経緯を経て今日に至っているわけですが、私の認識では、何回も言うけれども、パイオルガンの問題を議会で取り上げたときに、私の質問を傍聴していた経済界の人が――沢田一精さんが知事の時代だけでも、2,000万小切手をくれたんですよ、これでやってくれと言って。しかし、すぐ導入できないから、使い道がないから基金を造成しようということで始まったんですね、歴史的な経緯は。ところが、それでしばらくしてピアノを買ったということで、その経済人は、自分はピアノを買うためにやったんじゃないかと言って怒んなはったと、御存じかもしれませぬけれども。そういう経緯があるからちょっと聞いたんですけれどもね、基金がその後どうなっているのかなと思って。



○吉永文化企画課長 済みません、先ほどの基金の名称でございます。特別企画事業積立資産という名称になっております。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○氷室雄一郎委員 危機管理防災課ですけれども、説明があったと思うんですが、この県民運動公園のほうは、今2つ、飲料水の部分と防災トイレ、ちょっともう少し具体的に、これはどのくらいの量で、この防災トイレというのはどういうものなんですか。

○岡田危機管理防災課長 県民運動公園のほうに整備を予定しておりますまず1つが、飲料水兼用の耐震性の貯水槽でございます。40トンの水量のものを2基設置する予定でございます。これは、主に応援で駆けつけてこられました自衛隊等の飲料水を賄うために、耐震性を持ちます貯水槽を地下に整備するものでございます。

次に、防災トイレでございますが、これは通常はベンチとして利用しながら、災害が起こった際にはトイレに転用できるというふうな内容のもので、個数としましては20基設置する予定にいたしております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 この飲料水というのは、一般の方には適用できないということですかね。

○岡田危機管理防災課長 一応、県民運動公園は、応援で駆けつけます自衛隊等の集結地点にしておりますので、そちらのほうのための貯水槽という形で整備をいたします。

○氷室雄一郎委員 もう1点、地域振興課ですけれども、ロアツ支援による地域振興策ということで、これはロアツに直接支援と

いうわけじゃなくて、補正予算に上がってきたスポーツ振興、これはちょっと具体的なものとして何か御説明いただければと思います。

○吉田地域振興課長 今御指摘がありましたロアツ熊本の具体的な内容でございますが、先ほど御説明した起業支援型地域雇用創造事業、これは厚労省のほうの事業でございますけれども、こちらを活用しまして、具体的には、新規雇用ということで臨時職員3名を雇用させていただくという形で、1つは、今なかなかアスリートクラブ熊本の運営会社のほうの経営基盤が厳しいところがありますので、ロアツ熊本関連の商品開発ということで、1名そこでやっていただくと。

残り2名の方は、ホーム活動推進ということで、地域の商店街と連携をしてイベントをやっていただくとか、地域振興をやっていただく、あとは保育園、幼稚園等々に選手を派遣してそういった触れ合い活動をやっていただくとか、そういうことの企画立案ですね。そういったことで2名のほうを雇用して、そういった取り組みを進めていきたいというものでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 これは人件費の部分だと思うんですけれども、期間限定で3名の臨時職員を雇われると。どうなんですか。

○吉田地域振興課長 こちらのほうの期間につきましては、1年ということで考えております。事業がそもそも1年でございまして、1年ということで。

○氷室雄一郎委員 期間が限られているということでございますけれども、これが今この補正予算に上がってきたというのはどういう意味がありますか。

○吉田地域振興課長 こういった仕組みが国のほうから提示があったということで、今回補正で上げさせていただいたということになってございます。

○福島財政課長 この事業につきまして、ちょっと補足説明をさせていただきます。

今年度の2月補正で計上させていただきました緊急雇用基金、これが17.7億円積み立てをさせてもらっておりまして、2月補正でそのうち3億円、実際の最終予算で計上させていただいております。

中身につきましては、今地域振興課長から御説明ありましたように、雇用期間が最大1年、それと、委託先が起業後10年以内の企業あるいはNPO法人等でございます。対象期間が、平成25年度末までとなっております。

2月補正で計上しました3億円のうちの一部を、今回地域振興課のほうで活用していただくという仕組みになっております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 非常にありがたい部分だと思いますけれども、この3名の臨時職員で効果があるように、しっかり支援の面が——直接支援じゃございませんけれども、応援という部分で、私も、しっかり効果が出るようにお願いをしたいと思っております。

○溝口幸治委員 今のロアツソの支援のやつですが、これは、そもそもNPO法人から県のほうにこういう事業があるのでぜひ協力してほしいというお願いがあったのか、それとも、熊本県のほうから、常日ごろからロアツソ支援には力を入れているので働きかけたのか、どちらですか。

○吉田地域振興課長 こちらのほうにつきましては、日々やりとりをしていますので、こ

ういうものがあると周知をする中で、アスリート熊本のほうからぜひ使いたいという話がありましたので、我々としてそういう手続きをさせていただいていると、そういうところでございます。

○溝口幸治委員 ロアツソ支援は、県民運動として力を入れていかなきゃいかぬと思っています。成績のことはあえて触れませんが、できれば勝って、早く所期の目的を達成するようなチームづくりの強化にもつなげてほしいと思いますけれども、直接のチームづくりの強化のところというのはなかなか県としては難しいので、こういうサポートというか、そういうところに県は力を入れていくというふうに理解をしてよろしいんですか。

○吉田地域振興課長 今溝口先生からも成績のことは言わないということで、大変恐縮でございますけれども、J1の昇格を目指している以上は、成績向上というのはもちろん最優先の課題だと思います。

一方で、先生御指摘のとおり、なかなかそこに行政機関が云々という話でもないものですから、我々とすれば、こういう経営基盤の中で、県としてできる範囲で御支援をさせていただくということかなというふうに思っております。

現在、経営のトップでもあり、チーム編成の責任者でございます池谷代表取締役については、その実績、経験から十分頑張っていたというふうに思っておりますので、我々としても、池谷代表を初めとして、アスリートクラブ熊本をしっかり支えていきたいというふうに思っております。よろしく願います。

○溝口幸治委員 しっかりロアツソ熊本を支えて、県民運動として頑張っていたきたいというふうに思います。

加えて、サッカーだけではなくて、ほかのスポーツでも、先般、松田県議も御質問されていましたが、プロバスケットの設立だとか、ほかのスポーツもありますので、その辺から働きかけがあった場合には、できる範囲で対応いただくようお願いをしておきたいというふうに思います。要望です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

○大西一史委員 議案について1つ、10ページ、管財課にお尋ねします。

この地下燃料タンク増設に関しては、これで本館も新館も3日間対応できるようになるということだと思うんですが、この非常用の食料であるとか水であるとか、そういったものの備蓄状況というのはどういうふうになっているのかというのと、それともう1つ、それをどこにというか、管理をしているのはこの地下なのかどこなのかというところなんですけど、それをちょっとお聞きしたいんですけども。

○吉永管財課長 管財課でございます。

一応、停電の場合の非常用発電ということで、3日間の燃料タンクをお願いしておりますが、備蓄に関しては、せんだって南海トラフの中で1週間というふうな目安も出てきているかと思いますが、備蓄に関しては、総務部ではなくて健康福祉関係部局が所管しているかなと思っておりますが、県庁は3日間程度というふうに聞いていますが、今回の国の動きを踏まえて1週間程度にふやしていくような検討をされているやに聞いております。

以上でございます。

○大西一史委員 部署が違うということであれば仕方がないと思うんですが、ある程度そ

の辺は管財課も共有しておいたほうがいいと思いますよ。今ちょっとお聞きして、すぐ答えられるかなと思ったんですけども、答えられなかったのです。

それはともかく、私、前から言っているんですけども、この非常用の食料だとか水だとか、県庁職員も、大規模な災害がもし発生した場合、最悪の事態、この中でずっと閉じこもって仕事をするという状況になったときに、やっぱり備蓄の——例えば、県庁でも10何階までありますから、地下に備蓄していると上まで運ぶのは大変だとか、これはいろんなところで指摘がされているところなんです。だから、例えば中間フロアぐらいにどこかに備蓄をして、最上階と地下とに分散させるとかですね。

これはスペースの問題があるからなかなか簡単にはいかないと思うんですけども、そういったこともやっぱりきちっと考えたほうがいいというような防災のいろんなプロの方のお話もありました。それによっていろんなロスが削減できるというようなこともありましたので、そういった点はぜひ考えておいていただきたいというふうに思います。これは要望として言っておきます。

○岡田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

ただいま大西委員が御質問になった件は、災害対応する県庁職員の食料備蓄の件かと思えます。

それにつきましては、私のほうで計画をつくっております、第2次配置分の——本庁でいいますと、200人分の食料をアルファ米2,000食、それから、飲料水につきましては600本の備蓄を準備いたしております。

○大西一史委員 ということは、これで大体何日ぐらいもつんですか。1週間もつということですかね。

○岡田危機管理防災課長 3食分でございます。

○大西一史委員 3食で大丈夫ですか。

○岡田危機管理防災課長 一応、当座の初動体制の必要人数分を確保するというので、3食分備蓄をいたします。

○大西一史委員 済みません、3食ということは1日、まあ1日1食だと3日ということですかね。

○岡田危機管理防災課長 初動の体制で職員も入れかわりますし、まずは、いわゆる食料を確保しつつ、登庁するというのが難しい場合に備えて3食備蓄をしているという考え方でございます。

○大西一史委員 その辺がどのぐらいが妥当なのかよく考えていただきたいんですが、それは3日電源が必要だとか、72時間の態勢を不備なくやっていただくためには、やっぱりそれなりのものというのは——県民に向けての食料であるとか水であるとか、そういったものも当然必要なだけども、やっぱりその辺は確実に備蓄できるように検討しておいていただきたいと思います。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

○高木健次委員 15ページの情報企画課かな、これは。

企画推進費で、情報通信格差是正事業費補助で3億4,000万、おおむね山間地域といいますか、僻地、なかなか携帯電話が届かない、電波が届かないところの整備事業だと思

うんですけれども、これは五木村ほか何カ所ぐらいあるんですか。

○家入情報企画課長 今回の追加分は五木村だけでございます。鉄塔が15基というふうになっております。

○高木健次委員 かなり各通信会社がいろいろ今まで整備をやってきて、相当、まあNTTにしても、KDDあたりにしても、大分つながるところの範囲が広がってきていると思うんですけれども、県全体でそういう電波がまだつながらないというところが何%県土の中であるのか、その辺わかりますか。

○家入情報企画課長 県内の世帯でいいますカバー率というのが、ただいま99.7%ということで、0.3%が残っております。残りの部分につきましては、非常に事業者の採算性というのが課題になっておまして、なかなか最後のほうが進みにくい状況になっているということでございます。

○高木健次委員 これは、その補助率というのは、業者と幾らかずつ割合的にやるわけでしょう。全額県が補助するわけではないですよ。割合というのは何%ですか。

○家入情報企画課長 今回計上させていただいております予算につきましても、これは全額国庫の補助で、補助率が3分の2となっております。残りの3分の1を地元の市町村と事業者が協議によりまして分担すると。市町村の負担につきましては、過疎債、辺地債、利用できる場所にはそういった交付税措置のある起債も充当できるというような仕組みになっております。

○高木健次委員 あと0.3%ということは、あとわずかということですよ。そういうこ

とで、これは早く、いろいろ災害対策関係からしても非常に早く進めてほしいと思いますけれども、ただ、通信会社、いろいろNTTとかありますよね。大体この申請をしてくるというのは、市町村から上がってくるのはこの通信会社が多いんですか。

○家入情報企画課長 ちなみに、今年度整備します当初予算で上げております八代市及び今回追加で上げております五木村については、NTTとなっております。

○氷室雄一郎委員 この情報化施策推進方針案の中でお尋ねしようかと。あと残っているこの0.3%の地域というのは、具体的にはどこなんです。そして、これはもう今後解消できる方向性みたいなものはあるんですか。

○家入情報企画課長 これは大体市町村的にはあと20市町村ぐらいとなっております。あとは集落が分散しているということで、地区的には、県内でそういった市町村にまだ残っているということでございます。

○氷室雄一郎委員 方面をちょっと言ってください、どの市町村といますか、県下に分散しているんですか、集中しているんですか。

○家入情報企画課長 地域的には分散しております。

○氷室雄一郎委員 では、この0.3というのは、なかなか解消する——県全体に分散していて非常に難しいということですね。

○家入情報企画課長 やはり残りとなりますと、集落ごとの世帯数とかも少のうございますので、なかなか採算性等ございまして、また、あと市町村等にとりましても、予算をそ

ういった世帯にどう振り向けるかという優先順位等の問題もございまして、なかなかそのあたりの課題が解決できませんと、最後のもう一息というところが進まないという状況にはございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにございませんでしょうか。

○岩下栄一委員 鬼海先生もおいでしておりますけれども、松橋収蔵庫のサテライト事業というのが計上されているけれども、それ以前に、そもそも県立博物館を断念ということで、非常に残念に思うんですが、私は、これは拙速に過ぎたんじゃないか、もっともっと県民の世論に耳を傾け、なおかつ、博物館の持つ社会的な効果とか、いろんなものをシミュレーションしてやるべきじゃなかったかなと思うんですけれどもね。これは個人的見解ではあるけれども、知事の断念は拙速に過ぎたと思うんですよ。その点どうですかね。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

先般、本会議で鬼海議員より御質問がありまして、それに対して知事が答弁いたしました。新聞には断念というふうに記載しておりましたけれども、あの際知事が申し上げましたのが、平成10年に策定された基本計画、その見直しを視野に、新たな建設を前提としない、新たな熊本タイプの博物館像の検討に着手するというふうに申し上げたところでございます。

背景といたしましては、従来、博物館に対する考え方について、我が国においても、かなり時代とともに変わってまいりまして、従来ですと、保存に主眼を置いて、その次にいわゆる展示に主眼を置く、そして教育、それから参加型、体験型という形で、我が国における博物館活動の潮流がかなり変化してきて

おると、これが第1点。

もう1点といたしましては、平成10年当時、基本計画が策定された当時とかなり状況が違っておると。これも知事の答弁の中で申し述べておりますけれども、平成20年、24年と県立美術館で人文系の永青文庫の展示の充実が図られておると。その一方で、今回議案として上程させていただいております熊本市立博物館における自然史系の展示という形で、いわゆるハード面でもかなり状況が違っているというような時代背景をもとに、従来なかったんですけども、建設を前提としないということを基本として、基本計画の見直しを視野に検討に着手するというものでございます。

○岩下栄一委員 非常に残念ですね。博物館の持つ普遍的な価値というのは、やっぱり日本国内だけじゃなくて世界的にもあるわけですね。何も背伸びして大英博物館とか何か言うつもりはありませんが、九州国立博物館が太宰府にできたときに、熊本も手を挙げろと言ったんですよ。そうしたら、来ないでしょう。それは、太宰府のほうが歴史的にいろいろなものを見て九州国立博物館にふさわしいロケーションであるということは否定できなかったから。でも、手を挙げるくらいできたんですね、熊本も。やっぱりそのような、何と申しますか、文化というか、社会教育というか、そういうものに対するもうちょっと積極的、力強い、そういう県政を期待したいんですけどもね。

以上、意見として。

○山口ゆたか委員長 御意見として承ります。

○溝口幸治委員 今回、緊急経済対策あるいは基金等を合わせて165億余りの計上がしてありますが、緊急経済対策の予算も、まあ土

木とか農林の分も含めて、今からですよ、仕事が出ていくのは。本会議でも知事が御答弁されていたように、今回の現政権の経済対策には、きちっと前向きに捉えて、夢4カ年戦略、こういうのも実現していきたいというお話がありましたが、まさにここからがやっぱり大事なところで、政府とか県だけじゃなくて、民間の方たちがやっぱりその気になって上手に経済活動をやっていただくところに成功の鍵はあるんだろうと思います。

そこで、県として、やっぱりきめ細やかに対応していくために、ひょっとしたら事業が進む中で、ここはもう一步踏み込んだ後押しをするべきじゃないとか、あるいはお金をわざわざつけなくても、現に今ある熊本県中小企業振興基本条例やくまもと地産地消推進県民条例などをきちっと、その精神をそれぞれの事業を行うときに発揮することによって経済活動がうまくいくというパターンがあると思うんですが、それぞれの各課がそういう精神を持ってやっていただく——やっていただいているんだろうとは思いつつも、やっぱり仕事に追われてというか、そこまでなかなか気が回らない方々もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そういうのも含めて、県の組織として、やっぱりそういうところに目を光らせていく、そして成長産業にその時々で力を当てていくみたいな、トータル何か、戦略室と言うのがいいのかわかりませんが、そういう組織がきちっと県の中にあって、今回のこの841億も含めた予算、当初予算も含めた予算が、きちっと経済活動が活発になっていって、最終的には所得の向上や給与にはね返ってくる、下がった皆さん方の給料もいつか取り戻すぐらいのそういう循環をしていかないと、ただただ予算は組みました、たくさん組みましたというところで今我々は喜んでいますが、やっぱり最終的には雇用や税収にはね返ってくるところまで行かなければならないというふうに思います

が、その辺を県としてどういうふうな捉え方をしていくのか。いや、日ごろから、こういう組織があつて、そこでちゃんとチェックをしているという組織があるのか、それとも、今後そういうところは新たな指導というか、意思疎通をやっていくつもりがあるのか。

○錦織企画振興部長 お答え申し上げます。

まず、結論として、溝口委員の御指摘のことは全くもつともなことで、昨年末の経済対策が策定される段階の時点で、熊本として、国に先んじて施策を提案していく、そのための情報を民間からあるいは各地域の自治体の方々から吸い上げるという取り組みを、県としてまず主体的にとらせていただいたところでございます。

そのためには、県庁に組織をつくりまして、これは本部長が県知事になっておりましたけれども、済みません、今手元に正式な名称はちょっと持っておりませんが、そのもとでまず全体の組織をいたしまして、今度は審議監クラスで各部局の調整を行う組織をつくりまして、そういう形で有機的につながる形で県内での検討を進めてまいった結果が今回の補正予算であったということでございます。

一方、国に対する働きかけの仕方といたしましては、時宜を捉えて、知事を筆頭に、県議会議長、副議長も御一緒いただきながら、政権与党なりあるいは各所管官庁に要望活動を行ってまいりました。

その要望の中身につきましても、その時々に応じて必要なものを打ってきたつもりでございます。予算措置はもちろんのこと、今後3本の矢のうちの1本である規制改革が進んでまいりますので、それにあわせて既に国に対しては、この6月の時点で、熊本として関心を持っている規制緩和要望というのも含めて、今回新たに提出したところでございますので、今後ともこうした体制のもと、企画

振興部が横串部局として全体の意見を集約しながら的確な施策の提案を行っていききたいと、このように考えております。

以上です。

○溝口幸治委員 ぜひそうしてほしいと思うんですが、私が恐れているのは、たくさん予算もとりました、仕事もたくさんあります、しかし、なかなか地域で金が回らない、経済循環しないということになると、結局何だったのかという話になるので、やっぱりそこまできめ細かく我々がチェックしていく、もちろん議会側もチェックしていかなければなりません、執行部から仕事が発注されたり、事業を委託したりというのが多いわけですから、そこできちっとその精神が——私がいつも申し上げている、県内の中小企業をいかに守っていくか、あるいは地元でとれたものを地元の中できちっと流通させていく、経済循環させていく、その精神をきちっとそれぞれに伝えていただきたいのと、それをぜひチェックしていくような体制をつくっていただきたいというふうに思います。総務部長、最後に御答弁よろしくお願いいたします。

○岡村総務部長 今企画振興部長からお話しありましたように、連絡体制がきちっととれるようにはしておりますので、今の溝口委員がおっしゃった趣旨も含めまして、再度機会あるごとに周知を図ってまいりたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 今の溝口委員と関連するんですけれども、今各市町村の首長さんたちと——ほぼ30名ぐらいですかね、いろんな懇談会をさせていただいております。

今、この地域の元気基金というのが経済対策でおりましたけれども、例えば阿蘇関係は、県境の道路予算としてはつきました、しかし、熊本県だけで頑張ってみても、道路

はつながっているわけでございますので、大分とか宮崎とか、そういうしっかりした協議をして、せつかく予算はついたんだけど、それが有効に活用できるように、その辺も配慮していただきたいという御意見も伺いました。どこでこういう発言をしたらいいのかというのはよくわからぬのですけれども、企画振興部長か総務部長、県境の国道、県道関係、その辺の改修なり、また予算がついているわけでございますけれども、しかし、それだけにとまらないで、道路というのはつながっているわけでございますので、その辺、各県の協議の上で、その事業が効果的に推進できるようにお願いをしたいという御要望がございました。その辺について、ちょっとお答えをいただきたいと思っておりますけれども。

○岡村総務部長 直接的なお答え、具体的にお答えを申し上げることはちょっと難しゅうございますけれども、その辺は国の役割もあるのかなという気もいたしますので、県道ということで今先生おっしゃいましたけれども、効果的なやり方等についてどんなふうな形でやっているのか、もう一度ちょっと精査をさせていただきます、お答え申し上げたいと思えます。

○氷室雄一郎委員 具体的なところはこちらでつかまえておりますので、またその辺は個別に、要望がありましたという、そういう御意見なり——せつかくこういう緊急経済対策によってある程度の予算もついた、そういう喜びと、あるいはまたそれが効果的にいくように、やっぱりそういう他県との協議をしながら進めていくということが一番有効じゃないかという御意見もありましたので、お伝えして、後でもう少し協議をさせていただきたいと思えます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 22ページの税条例の改正ですけれども、(2)(3)番、サ高住の減免措置ですか、それと、適用期限をあと27年の3月まで延期するということですが、これはやっぱりサ高住あたりの需要に鑑み、県が推進している福祉の向上につながるこういう住宅を、どんどん今からつくってほしいということでの減免対策あるいは適用期限の延期につながることとしての税条例の一部改正なんですか。

○渡辺税務課長 基本的には地方税法の改正に伴う改正でございますけれども、全般的な措置としましては、今委員御指摘のとおりだというふうに理解しております。

○高木健次委員 じゃあ、やっぱり県としては、まだこのサ高住あたりの施設をつくっていかねばならないからということでのこの税条例の改正だと思うんですけども、それに間違いはないんですか。

○渡辺税務課長 方針として明確なものがあるかどうかちょっと今のところ把握しておりませんが、民間のほうで、そういう事業に取り組みやすい環境整備ということでの適用期限の延長であるということでございます。

○高木健次委員 わかりました。

もう1つ、衝突軽減ブレーキを搭載した車の改正なんですけれども、これはバスを追加するということですけども、対象はトラックですか、今まではほとんど。

○渡辺税務課長 これまではトラックのみでございましたけれども、昨年バスの高速での事故を踏まえまして、バスまで対象を拡大したものでございます。



○高木健次委員 これは、非常に申請といたしますか、こういう搭載した車がどんどん出てきているというふうに解釈していいんですかね。

○渡辺税務課長 昨年始まった制度でございまして、今のところ数字はちょっと把握しておりませんが。

○高木健次委員 わかりました。以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。——なければ、これで付託された議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号及び第13号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決又は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

続きまして、請第29号消費税増税の実施中止を求める意見書の提出に関する請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

次に、採決に入ります。

請第29号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたしま

す。

請第29号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 御異議なしと認めます。よって、請第29号は、不採択とすることに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いします。

○原市町村行政課長 市町村行政課です。

報告資料の市町村合併の効果と課題等につきまして御報告いたします。

当報告につきましては、道州制問題等特別委員会におきまして、道州制を議論する上では市町村合併の総括や検証が必要との御意見があり、これまでの検証によります効果や課題等につきまして、昨日報告いたしました。所管の総務常任委員会にも御報告いたします。

資料1ページをお開きください。

ここには報告の概要を記載しております。

合併の効果や課題等につきましては、下から2段目でございますが、平成19年度に一度取りまとめて公表いたしておりますが、本日は、平成18年度から毎年開催しております連絡会議を通じまして把握してきたものに加え

まして、最近の国の動き等を現時点で整理したものを御報告いたします。

2ページをお開きください。

平成の合併の主な経緯のページでございます。

平成の合併は、真ん中ほど、推進期間ということで、平成11年度から21年度までの11年間にわたりまして積極的に推進されております。

なお、現在は、一番右側の列でございますが、平成22年度に合併特例法が改正されまして、国、県の積極的な関与は廃止され、市町村の自主的な合併が円滑に進むような方針に変わっているところでございます。

3ページをごらんください。

こちらは全国の平成の合併の進捗状況を記載しております。

4ページをお開きください。

4ページは、県内の合併の状況でございます。

平成の合併によりまして、県内は市町村数が約半減いたしまして、平均人口、平均面積は約2倍ということで、規模の拡大が行われておるところでございます。

5ページをごらんください。

ここからは、合併の効果につきまして、これまで報告があったものの代表事例を載せております。

1つ目の住民サービスの向上でございますが、一番下の欄、代表例でございますが、八代市では、合併前の図書館が統合されましてシステムが統合されましたので、住民の利便性が向上したという声がございます。

6ページをお開きください。

2つ目の合併効果としまして、広域的なまちづくりが各地で行われております。例えば、菊池市におきましては、相乗りタクシーの運行を全域に拡大することによりまして、地域の公共交通が確保されているとの報告がっております。

次に、3つ目の合併効果としまして、行政体制の強化が図られており、例えば玉名市や菊池市などでは、地域の政策ニーズに対応した専門組織が設置されているところでございます。

7ページをごらんください。

4つ目の合併効果として、財政支援を活用した施設の充実が図られております。例えば、教育施設関係では、あさぎり町におきまして、合併後も小規模中学校が存在いたしましたが、市町村合併したことによりまして統合協議が円滑に進み、1学年4から5クラス程度の規模となりまして、教育環境の向上が図られておるとの報告がっております。

8ページをごらんください。

8ページは、合併の準備段階から合併後のまちづくりに対します国からの財政支援としまして約2,559億円、県からの財政支援が約16億円が措置をされております。

9ページをごらんください。

特別職、議員等の削減がありまして、真ん中ほどの表ですが、左のほうで、削減数は約6割に達してございまして、右のほうの表ですが、削減額としましては年間で約31億円の削減ということで、財政面では大きな効率化が図られているところでございます。職員数につきましても、合併前との比較では、2,252名、13.8%の削減ということで、合併後、計画的、段階的に適正化が図られております。

10ページをお開きください。

合併の課題と対応策について記載いたしております。

1つ目は、よく言われます本庁が遠くなるので不便になったという声ですが、代表事例としましては、宇城市におきまして、合併後も旧町役場を支所として維持し、行政サービスの低下防止に努められているところでございます。

2つ目の課題、中心部だけがよくなり、周辺が寂れるというところにつきましては、例

えば天草市におきましては、まちづくり協議会等を設置されまして、市民との協働によるまちづくりが推進されているところでございます。

3つ目の課題でございますが、地域の歴史、文化、伝統が失われるという課題に対しましては、例えば熊本市南区富合町といった名称で、歴史と愛着のある旧町村名とか字名を残されているところでございます。

4つ目の課題、事業の廃止や使用料の値上げが合併を機に行われたのではないかという声がございますが、これは合併とは直接関係なく、各市町村で行財政改革が行われていることにつきまして、住民への説明不足で御理解いただけていない点があると考えられます。

11ページをごらんください。

こちらは、昨年末に、国が全国の市町村の実態調査を行ったものでございます。

その結果でございますが、(1)市町村合併による効果につきましては、①の専門職員の配置、充実などに多くの市町村が回答をいたしております。

(2)の合併後の行財政運営上の課題につきましては、⑤の公共施設等の統廃合が難航しているということについて、多くの市町村が回答いたしております。

(3)の行政区域の広域化に伴う課題への対応につきましては、⑤でございますが、地域単位でコミュニティー活動等を行う団体への支援を行っているというところに多くの市町村が回答いたしております。

12ページをお開きください。

これは、3年前の平成22年に総務省が合併特例法を改正するときに総括しました平成の合併の概要でございます。

資料2段目でございますが、平成の合併の評価としましては、合併の本来の効果があらわれるまでには10年程度の期間が必要であるということ、また、合併の評価は大きく分か

れているというのを総括してございます。

資料の4段目でございますが、これからの基礎自治体の展望につきましては、基礎自治体である市町村の役割が重要になるということで、①の市町村合併、②の広域連携、③の県による補完などの中から、市町村が最も適した仕組みをみずから選択していくことが必要であるとされております。

最後に、13ページ、まとめでございますが、御説明しましたように、合併には一定の効果もあらわれておりますが、多くの課題も残されております。このような中、下から2段落目でございますが、昨日25日に、総理に第30次地方制度調査会から答申がなされまして、その中では、合併市町村の実態調査などを踏まえた議論の結果、行政区域の広域化を踏まえた財政措置の必要性が答申されたところでございます。

一番下になりますが、最後になりますが、来年以降、多くの合併市町村が節目となる10周年を迎えます。そこで、今後の支援・連絡会議におきましては、検証の内容や方法、例えば第三者による客観的な調査、検証などの方法も含めて、市町村と十分検討し、連携して検証を充実させていきたいと考えております。

報告は以上です。

○家入情報企画課長 それでは、お手元の熊本県情報化施策方針(案)の概要により説明を行わせていただきます。

一番上の1、情報化施策推進方針についてでございますように、推進方針の策定の目的は、新4カ年戦略の期間中に、社会情勢や情報通信技術の動向を踏まえ、本県における地域情報化及び電子県庁化の方向性を明らかにすることにより、情報化施策をより総合的、効果的かつ計画的に推進することにあります。

その下の2、現状及び課題の(1)の社会情

勢につきましては、光ファイバー等ブロードバンドの利用が拡大したこと、携帯、スマートフォン等の普及によりパーソナル化が進んでいること、インターネットが重要な情報源となっていること、ソーシャルネットワークサービス等、ソーシャルメディアの普及によりコミュニケーション行動が変化していることなどを挙げております。

(2)の課題ですが、まず①地域情報化の1つ目の白丸、地域情報化のための基盤整備につきましては、情報通信技術、いわゆるICTの利便性を享受するには基盤の整備が必要で、定住促進や企業誘致の上でも重要な要素となっておりますが、事業者の採算性の点から都市部中心に整備が進められており、地域間格差が課題となっております。

また、情報端末の普及による多様な利用形態への対応や、外国からを含めまして来訪者等へのサービス充実のため、公衆無線LANの環境整備への需要が高まっております。

2つ目の白丸のICTを活用した課題解決と地域活性化につきましては、防災や安心、安全に関する情報の迅速な伝達とともに、さまざまな地域課題におけるICTの活用が求められております。

また、国内外への熊本の魅力の発信とともに、県民の多様なライフスタイルに対応できる魅力的な情報の提供が求められております。

3つ目の白丸の情報セキュリティの確保につきましては、新たな手法による事案が発生しており、最新情報の把握、それから、利用者の意識の向上、適切な対策が求められております。

その次のICTを有効活用できる人材の育成につきましては、地域における情報基盤の整備、それから施策の推進とあわせて、それらを担う人材の育成が必要となっております。

②の電子県庁化につきましては、情報シス

テムは行政サービスを効果的に行うための不可欠なツールとなっておりますが、引き続き、経費節減や情報セキュリティの強化、大規模災害発生時の業務継続等の体制の整備等が求められております。

右側の3の基本方針ですが、基本方針では、現状及び課題を踏まえた取り組みの方針を示しております。

(1)の地域情報化の取り組み方針の①地域情報化のための基盤整備につきましては、引き続き国、市町村等と連携しながら、超高速ブロードバンドの整備促進、携帯電話の不感地域や地上デジタル放送の難視地域の解消に努めますとともに、情報発信力の強化、来訪者の利便性の向上、災害時の情報伝達手段の充実のため、公共施設等における公衆無線LANの環境の整備を進めることとしております。

②ICTを活用した課題解決と地域活性化につきましては、新4カ年戦略における取り組みにICTを活用し、地域の現状やニーズを踏まえた地域振興を図っていくこととしております。また、情報を迅速かつ効果的に提供するため、これまでのホームページやメール配信サービスの充実に加えまして、ソーシャルメディアを活用した情報発信に努めてまいりたいと思っております。

③の情報セキュリティの確保につきましては、関係機関等と連携しまして、セミナーの開催等により県民の皆さんの情報セキュリティに係る意識の啓発に努めてまいります。

④のICTを有効活用できる人材の育成につきましては、人材育成プログラムの構築や子供たちに対するICT教育の充実等に取り組んでまいります。

(2)の電子県庁化の取り組み方針につきましては、県のシステムについて、安定稼働、それから、使いやすさの向上、コストの削減等の観点から、不断の見直しを行っていくこ

ととしております。

情報セキュリティ対策につきましては、昨今、標的型メール攻撃等の新たな事案も発生しておりますことから、対策の強化を図ってまいります。また、大規模災害における業務継続計画の策定にも取り組んでまいります。

一番下の枠囲いの4の推進体制ですが、推進体制につきましては、市町村や各種団体、大学、NPO、企業等と連携、協働し、さまざまな分野における情報化を進めてまいります。

また、庁内におきましては、副知事を本部長とします熊本県高度情報化推進本部を中心に、全庁的に情報化施策の推進を図ってまいります。

なお、この情報化施策推進方針につきましては、社会情勢やICTの変化、伸展が急速であることを踏まえまして、毎年度、内容の検証を行い、必要に応じて改定を行うこととしたいと思います。

資料の右下になりますが、今後の予定といたしましては、現在6月10日から7月9日までパブリックコメントを実施しております。推進方針の策定、公表は7月末を予定しております。

なお、この推進方針を策定後、平成25年度における情報化施策の概要、情報化施策の体系、それから、各施策をまとめました実施計画を策定することとしております。

説明は以上です。

○山口ゆたか委員長 報告が終了しました。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 今、市町村合併の効果と課題等について、現段階における整理をされた結果が発表、報告いただきました。

実は、私、ちょうど1年前の6月議会、代

表質問でこれは取り上げました。合併をして、あさぎり町はちょうどことしで10年を迎えたわけですけれども、平成の合併の大半が、あと2年もすると、ちょうど特例期間10年が過ぎますよ、その中から、例えば交付税等についても、段階補正をしながら5年間で非常に厳しい状況になるという予測のもとに、現段階での総括をしながら、各合併したところの不十分なところを補っていくというような県としての対応が必要ではないかというのが趣旨でした。

それと同時に、道州制の問題についても、市町村とそれから県の意思の疎通が図られていない問題について、どうされるんですかという質問をしたわけですけれども、きょうの報告を聞いていまして、率直に言って、きのう道州制の議論の中で相当あったようでありまして、大西県議なんか厳しい質問もしたというふうにお聞きいたしておりますけれども、この程度のことで合併の総括になり得ないのではないかと。

例えば、じゃあこの間、交付税等についても措置をされてきたわけでありましたが、その交付税措置をされてきた部分の金額的な、つまり財政総額とそれから合理化がどの程度図られてきたのか。十分、合併した、そして期待をしたような各合併町村のあるいは市の合理化がなされてきたのかどうかということを考えてみると、まだまだ——じゃあ、これが財政的な特例が切れたときに、市民の生活はどうなっていくんだろうかという懸念を非常に強く私は持っています。

きょう、かなりいいものだけを、合併、こういうぐあいになりましたよというような報告がなされているわけですが、例えば宇城市あたりは、このたった8年間で、旧5町、この間の格差が膨大に開いているんですね。例えば三角あたりは、1万人いた人口が、わずか8年間で1,500人ぐらい減って、8,500人ぐらいの大台に今なっている。たった8年間

で、あの松橋と三角、1,500人も少なくなっている。ただ、松橋は、その間600人ぐらいふえていると。

これは宇城市だけではなくて、私は、天草は顕著だというふうに思っているんですけども、そういう意味での格差が地域間で非常に大きく出てきている、そういうものについてどうしていくのか。つまり、振興ビジョンの関係もありますけれども、もっとこのスポットの当て方が、小さなスポットじゃなくて、そういうこれからの地域振興ビジョンも含めてどうしていくのかという意味では、もう少し分析の中身を幅を広くする、底を深くするということが大事ではないかというふうに思っているんですが、今回、いずれにしてもこういうぐあいにとりあえざるの総括分析がなされました。

それから、その中でお話しになりましたように、新しい法律では、県と市町村の関係がなかなか厳しい状況になっているようですが、しかし、私ども地域の者から言うと、最初から、合併するときから指摘してきたように——当初、潮谷知事は、それは地方の自由ですというような話をされておりましたが、だんだんだんだん合併の実を上げるための県の関与が強くなった結果としての平成合併がなされたわけですね。一番端的な例は、この熊本市の政令市です。知事が先頭に立って誘導してきた結果が政令市誕生を迎えたわけでありまして、そういう意味では、やってきた、そして、それをずっと尻をたたきながら誘導してきたその役割を県が果たしてきたわけでありまして、今回の特例が終わって新しい段階に入ろうとする市町村の運営についても一定の責任があるのではないかというふうに思っているわけでありまして、その辺についてどうお考えなのかということをも、そしてまた、今回のこの分析結果がこれでいいかどうかということでも今申し上げたわけでありまして、きのうの道

州制の委員会の議論も踏まえて少しお話しただけならばというふうに思います。その後、また質問があります。

○原市町村行政課長 きょうの御報告ですが、冒頭申し上げましたように、一度、平成19年度には、各市町村からのヒアリングとか、住民モニターの方からの直接のお話を聞いておりますが、それ以降は、毎年の会議で出された課題等を積み重ねて、きょう一応整理したものという形でございます。

きのうも御指摘がございましたように、まだまだこれで我々も十分とは思っておりませんので、ちょうど来年以降多くの市町村が合併10周年を迎えますので、合併算定替えも終わる時期を迎えるということですので、検証につきましては、市町村からのヒアリングはもちろんのことですけれども、住民の声を直接聞く方法あたりも含めあるいは財政面のデータ分析も含めて、市町村と相談しながら総合的な検証をやっていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 算定替えがあと1年で終わるあるいは1年半ぐらいで終わるという自治体、ほとんどですよ。そうすると、今になって、例えば私のところの宇土市が合併をしておりません。宇土のほうがよかったじゃないかという、あと10年後を迎えた段階でのそれぞれの財政事情を考えたときに、そんな意見も出ているわけです。

しかし、やって既に8年、9年はたっているわけですから、これを後戻りさせるわけにはまいらぬわけですので、今この段階でもう少し綿密に分析をしながら、じゃあそういうところに対して、新たなどういう手だてをすれば問題点になっているものを克服できるかどうかというものを今やらなきゃいかぬ時期だと思っておりますので、その点をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

次に、実は、今回の道州制の問題について、この町村会の中では、道州制の前に、今報告があったような合併の検証をすべきではないかというような主張が強く出されております。それはもう御承知のとおりですね。

それで、実は、去年のこの時期にも、出先機関の特例法案が国会の中で議論をされて、そして、御承知のとおり、4機関が地域の連合のほうに移譲されるという状況になりました。このときも、同じように町村会のほうからはかなり厳しい批判が起きました。しかし、このときの批判の主な理由というのは、今回の北部豪雨の件もありますけれども、もし災害が発生したときに、そういう機関が国から移譲されて、それを——つまり広域連合ですよね。九州の連合の中でそういうものを事務として担うことができるのかどうかという、つまり機能としての批判、御心配が大半だったというふうに思っています。

そしてまた、今回新たな批判が巻き起こっています。しかし、今回は少し内容が違うというふうに思うんですね。例えば、今回、推進基本法が今自民党のほうで議論をされて、そして国会のほうに上程されようかというような状況になっています。

今回のこの基本法の最大の問題は、つまり国が持っている権限を道州に、ほとんど国を維持していくための根幹にかかわらないものについては道州に権限を移譲します、都道府県が持っていたその権限は基礎自治体に移譲するんですと。つまり、ここで基礎自治体そのものの今後の展開のありようというものが、現行の町村長会にとっては極めて大きな問題だというその憂慮の中から、この問題はどうかしているんですかと。

そうすると、新たな基礎自治体というのは、この中で考えられているのは20万の都市ですよね。つまり、県が持っていた権限を移譲して、それを事務的に実行できるためには20万が必要だと、そして、20万の中でそう

いうものやっっていくことのできる体制をつくるんですというのが、この大きな道州制基本法案の流れになっているわけですが、その点の懸念があるから町村会で大変な問題提起で批判を受けているわけでありまして、ちょうど1年前とも少し中身が違うんですね。

そういうものについて、私は、これまでの議論の推移をずっと見守っておりますけれども、県としてちょっと違うんじゃないのというふうに思う点があります。それはどういうことかという、県があって、町村があってという2つの組織が対立しているわけじゃないんですね。市町村があって、その集合体として県があるわけでありますから、やっぱり県がこの道州制に向かおうとするときは、市町村の一定の理解とそして協力体制がなければ、県として進むということではないかと。

そういう意味で、これまでの県そのものの道州制に対する議論のあり方というのが、この町村の意向との関係で——去年、私は本会議の中でも言ったんです、町村との連携、話し合いをやってくださいと。ほとんどやられていなかった、1年間。そういう状況もお聞きいたしておりますが、その辺の問題について、市町村との関係をどう考えているのか、この今求められている課題についてどういうふうにお考えなのかということ、この2点だけお聞かせいただきたいと思っております。

○小原企画課長 今鬼海委員のお話のほうで、道州制に関しての県と市町村とのかかわり方ということで、特に今市町村が非常に不安を持っているということでございました。

確かに、今、道州制の導入にかかわりましては、自民党、公明党のほうで法案の提出の動きがあっております。その中でも当然でございまして、これまでも基礎自治体のあり方について十分な検討が行われなかったという

ことで、これは鬼海委員のさきの知事答弁でも申し上げているとおりでございますが、十分ではありませんでしたと。

そういうことで、今後も基礎自治体のあり方につきましては、急速に進む少子高齢化や人口減少の中で、住民に最も身近な市町村にとっても議論をしていく必要があると思っております。そういう意味では、今後市町会や町村会などとも意見を出し合う機会を設けることで、道州制の課題や懸念について、地方の立場からもしっかり議論をしていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 道州制の流れというのは、必ずしも私はまだ、これに参加している議員も含めて、同じような方向でやれという状況になっていないというふうに思うんですね。

例えば、これは計量政治学でいいますと、道州制、つまりアメリカ型の政治がなされていくという、そういう素地、そういう状況になっていくのではないかというふうに思っています。

しかし、自治体のあり方については、ドイツもあるいはフランスもイタリアも、少ない村の人口で豊かな生活で暮らしているところもあるわけでありまして、必ずしも日本という風土の中で道州制が全てかというふうに言われると、まだ問題点もあるわけでありまして、そういう意味での議論をぜひ展開できるような状況をつくっていただきますようお願いしておきたいというふうに思います。きょうは、それ以上は申し上げます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 ありませんでしたら、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○大西一史委員 その他ということですが、実は、先日、熊日新聞にも出ていましたけれども、熊本市電あるいは県内のバス事業者5社、その辺でのICカードの導入についての記事が出ておりました。

これについては、なかなか一本化ができないというような記事で、何がいいのか悪いのかも含めていろいろと話が出ているのですが、私、このICカードの導入に関しては、県議会の代表質問の中で、これは23年の2月定例会、3月3日の代表質問の中で質問をしています。できるだけ全国相互で利用できるような汎用性の高いシステムを導入するように調整すべきだという話をしております。

これについて、当時の企画振興部長の答弁は「県民の利便性の観点、新幹線開業を生かした交流促進の観点、さらには地域活性化を図る観点から、全国で相互利用でき、電子マネーや地域活性化に寄与する機能も付加されたICカードが望ましいと考えております。」というふうになっていて、今後の費用対効果、その辺も含めて、国の支援制度の内容や全国相互利用の検討動向なども見きわめながら交通事業者の取り組みを支援してまいると、こういった答弁が当時——2年前ですけれども、されています。

今まだその調整ができていないということなのですが、今でも、これは県の考え方としては、全国相互利用できるという汎用性の高いICカードを導入すべきだという考え方に変わりはないかどうかを確認したいんですが。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

ICカードの導入につきましては、ただいま委員御指摘のような状況でございます。2年前のこの答弁で、相互利用の観点、地域活性の観点、それから交流促進の観点という、





かかるということで、財政負担が出るということが問題としてあると思うんですね。

だから、そういうことも踏まえて、一番最初に導入するときには、ただ単にイニシャルコストだけとか、ランニングコストだけではなくて、本当に将来的にわたって考えたときにどうかという視点でやってもらわなきゃいけないというふうに私は思いますので、ぜひ今後、今からまだ調整をされていく段階だろうというふうには思いますけれども、やっぱり私は——当然交通事業者の経営の安定というのは大事なことだろうけれども、どうせ導入するのであれば、県がもともと考えているとおりのそういう全国相互利用型を導入すべきだというふうに思いますが、その点はいかがです、私の今の話をいろいろ聞いた上で、どんな調整をしていくかということですね、県として。

○中川交通政策課長 今委員御指摘の既に限定型でスタートしている分が新たに相互利用型等へ変わっていく事例等は、私どもも把握しております。

ただ、一方で、こういう全国相互利用型が進んでいく中でも、あえて片利用等で進んでいる事例もあるやに聞いておりますので、今御指摘の点を十分踏まえた上で、我が地元にとって、トータルで考えた上で一番——全てが100%満足というのはひょっとするといかないかもしれませんが、ただ、私どもとしましては、全ての観点において100%の満足を目指して、事業者あるいは熊本市等としっかり議論して話を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大西一史委員 しかし、このICカードを導入するには、当然公費の補助が出ますよね。いかがですか。

○中川交通政策課長 今費用負担のお話が出ましたけれども、今私どもが聞いているお話では、市電はもちろん公費前提ということでございます。ただ、地域限定のほうは、地域が独自にやるということでございますので、片利用でない部分については、公費はイニシャルコスト等では出ないというふうに今のところ伺っています。

ただ、これにつきましては、まだ今後事業者等の話をしっかり聞かせていただきたいと思っています。現時点では、どのエリアにどういうタイプを入れるかとか、どういう機能を付加しようかという点はまだ全然見えておりません。この時点では、まだ私どもも、明確に県としてどうしようというのはなかなか言いづらい部分もございます。ただ、交通の観点からの機能面等につきましては、委員おっしゃるとおりだと理解しています。

以上でございます。

○大西一史委員 このICカード、これから公費負担も含めてどうするかということもあると思うんですが、これは私が聞いているところによると、バス事業者5社は、ある程度地域限定カードの業者も決めて、そして、それでやりますというようなことをいろんな要望をして、知事にも市長にもどうも要望書を出しておるといふことのようなことですね。

しかし、やっぱり今までのいろんな議論を踏まえて、本当にそういったものが決められたのかどうなのか、決定プロセスに非常に不透明な面が私はあると思います。業者をここに決めました、地域限定カードが安いのでそっちにしました、だから、それで私たちはいきますのでよろしくと、ついては、片利用ができるようにするためには、申しわけないけれども、行政のほうでお金出してくださいというのは、非常に不透明な話だと私は思います。ですから、この点に関して、こういったことも含めて、もっとオープンに、その経緯

も含めて、県民の皆さんにやっぱり説明できるように。

バス事業者というのは、もう既に多額の補助を入れているわけですね。そうすると、そこでもうパブリックな企業であるわけですよ。例えば大西商店が、私の近所で使うものをやりますというのであれば、何も言われる筋合いはないと思いますよ。しかし、そうじゃないでしょうということを、私は、バス事業者も含めて、やっぱり理解をして、その上でこういう話は丁寧に、県にも、市にも——関係する補助金も出すわけですから、やっぱり情報をきちっと、そのプロセスを提示してやってもらうようにということを強く要望しておきますので、その点は伝えておいていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

今回の委員会については、8月19日午前10時からを予定しております。なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前11時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長